別記第2（第8条関係）

一時貸付料算定基準

(総則)

　不動産貸付基準第2条第5号に規定する一時貸付の貸付料(消費税相当額を含まないものとする。以下同じ。)については、本算定基準によるものとする。

(算定原則)

　近傍施設等の貸付料を勘案して、基礎単価「面積・時間当たり貸付料」を算出、実態調査を行い基礎単価「時間当たり光熱水料」及び「時間当たり冷暖房利用料」を算出する。それぞれの基礎単価に基づき利用時間を乗じて算出するものとする。

(改定)

　　本算定基準の基礎単価の見直しは、毎年行うこととする。

(区分及び算定方法)

　1　講義室、会議室等

　　「面積・時間当たり貸付料」、「時間当たり光熱水料」、「時間当たり冷暖房利用料」に基づき利用時間で算出する。

　2　体育館

 「時間当たり貸付料」、「時間当たり光熱水料」に基づき利用時間で算出する。

　3　競技場等

　　「時間当たり貸付料」に基づき利用時間で算出する。